

第29号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由 .....	2
2 改正内容 .....	2
3 長崎市中部下処理場跡地活用検討委員会の概要 .....	2
4 新旧対照表 .....	4
5 【参考】中部下処理場跡地整備イメージ .....	5
平和公園西地区スポーツ施設再配置方針	
平和公園西地区整備イメージ	
長崎都心まちづくり構想	

土木部  
令和8年2月

## 1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

### 附属機関の設置

名 称	担 任 事 務	区 分	施 行 期 日
長崎市中心部下水処理場跡地活用検討委員会	中部下水処理場跡地の活用に関する必要な事項の調査審議に関すること。	設置	令和8年6月1日

## 3 長崎市中心部下水処理場跡地活用検討委員会の概要

### (1) 設置理由

中部下水処理場跡地の土地利用について、長崎都心まちづくり構想や平和公園（西地区）スポーツ施設の再配置方針の位置づけに基づき、周辺施設との連携が図れるよう具体的な施設の配置及び規模などの検討を、多様な関係者の参画のもとで広く市民の意見を取り入れながら行う必要があるため、検討委員会を設置するもの。

### (2) 審議内容

中部下水処理場跡地に整備する施設の内容や配置及び規模について審議する。

### (3) 開催回数（予定）

令和8年度 3回開催予定

(4) 委員構成 (予定)

11人以内 (学識経験者、商工関係団体、スポーツ関係団体、子育て関係団体、障害者団体、自治会、近隣施設代表、公募市民など)

(5) スケジュール (予定)

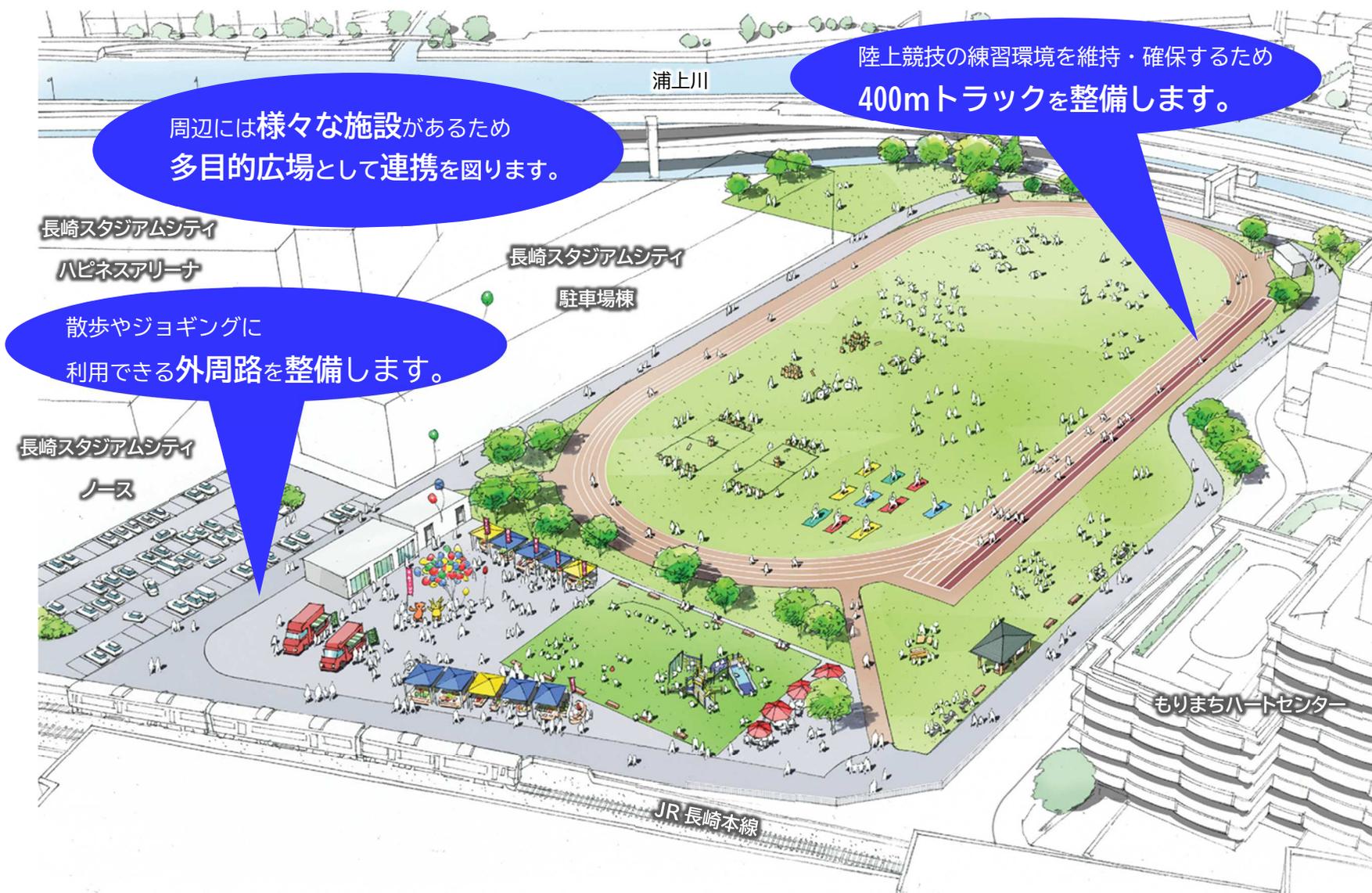
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会			● 第1回					● 第2回	● 第3回			
ワークショップ				● 第1回		● 第2回						
アンケート調査												

#### 4 新旧対照表

改正後			改正前		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条～第3条 [略]			第1条～第3条 [略]		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	[略]	[略]	市長	[略]	[略]
	長崎市中心部下水処理場跡地活用検討委員会	中部下水処理場跡地の活用に関する重要事項の調査審議に関すること。		[新設]	
[以下略]			[以下略]		
別表第2 (第2条関係) [表略]			別表第2 (第2条関係) [表略]		

5 【参考】中部下水処理場跡地整備イメージ  
スポーツ、憩い、遊び、賑わい、緑のスペースがある多目的広場

令和7年8月公表



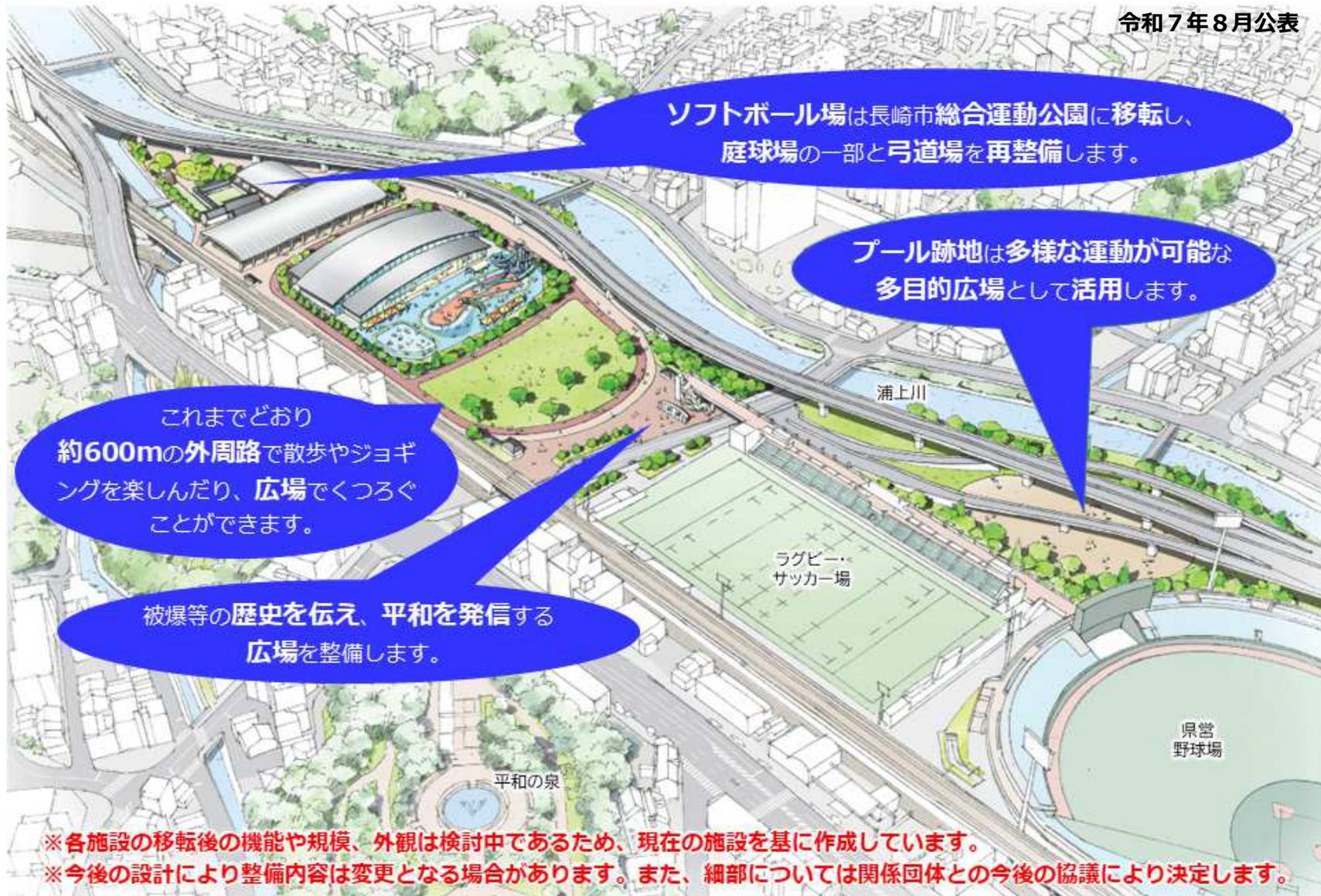
※今後の設計により整備内容は変更となる場合があります。また、細部については関係団体との今後の協議により決定します。

5 【参考】平和公園西地区スポーツ施設再配置方針

# 平和公園スポーツ施設再配置



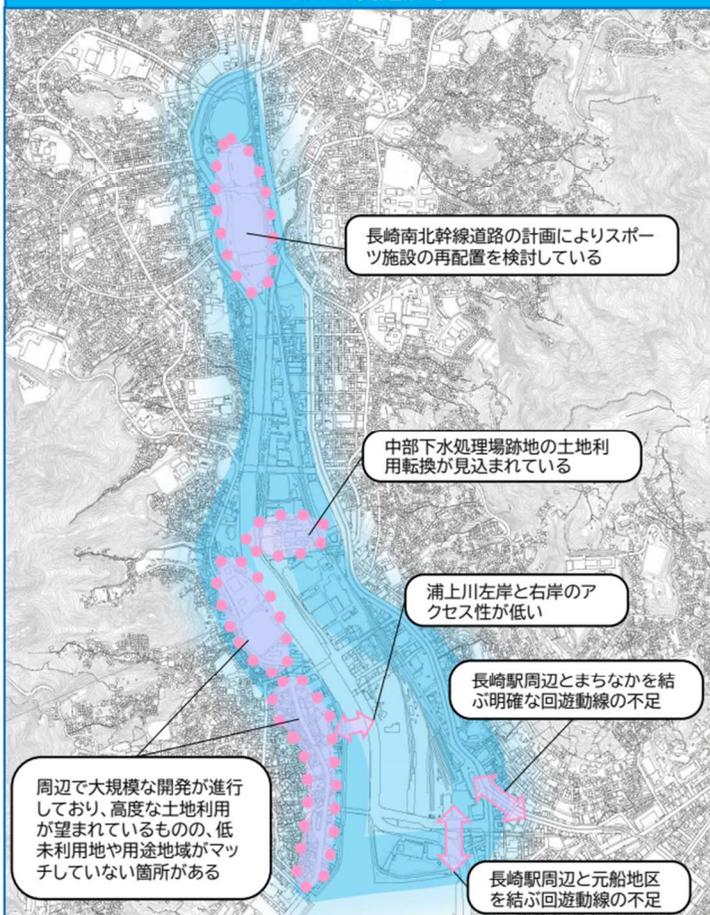
## 5 【参考】平和公園西地区整備イメージ



## 整備方針（川辺のエリア）

**エリアの位置づけ(再掲)**  
 陸の玄関口として、長崎駅を中心とした一大集客エリア  
 スポーツ・レクリエーションなどの娯楽や余暇の充実  
 土地利用転換による、多様で柔軟な機能の充実

**エリアの問題点等**



**エリアの整備の方向性(再掲)**  
 全国からの集客エリアとなる施設整備と交流の創出・波及 (a)  
 全ての市民が娯楽と余暇を楽しめる環境整備 (b)  
 浦上川右岸など、土地利用の転換や高度利用により、多様で柔軟な機能の確保 (c)

**整備方針**

